

長浜市議会 議会活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民に、より信頼され開かれた議会を目指し、市議会の活性化に関する検討について協議及び提言等を行う長浜市議会議会活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、議会の活性化に関する事項について協議、検討を行い、必要により原案を作成し、議長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の定数は、議員定数の半数以下とし、委員会の委員は、議長の指名による。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(委員会の会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この要綱の施行後初めて開かれる会議については、第5条第1項の規定に関わらず、議長が招集する。